

築上町告示第101号

平成25年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年8月1日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成25年8月6日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

応招しなかった議員

平成25年 第1回 築上町議会臨時会会議録(第1日)

平成25年8月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年8月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - 議長の報告
 - ・案件等の報告 他1
- 日程第4 発議第3号 委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第4号 基地対策特別委員会委員の定数の変更について
- 日程第8 基地対策特別委員会委員の選任について
- 日程第9 議会報編集委員会委員の選任について
- 日程第10 議会研修委員会委員の選任について
- 日程第11 議席の指定について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第13 議会特別委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第14 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第60号 工事委託に関する協定の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

議長の報告

・案件等の報告 他1

- 日程第4 発議第3号 委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 常任委員会委員の選任について
日程第6 議会運営委員会委員の選任について
日程第7 発議第4号 基地対策特別委員会委員の定数の変更について
日程第8 基地対策特別委員会委員の選任について
日程第9 議会報編集委員会委員の選任について
日程第10 議会研修委員会委員の選任について
日程第11 議席の指定について
日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
日程第13 議会特別委員会の閉会中の継続審査について
日程第14 議案第57号 工事請負契約の締結について
日程第15 議案第58号 工事請負契約の締結について
日程第16 議案第59号 工事請負契約の締結について
日程第17 議案第60号 工事委託に関する協定の締結について

出席議員(15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |
| 7番 吉元 成一君 | 8番 田村 兼光君 |
| 9番 塩田 文男君 | 10番 西畑イツミ君 |
| 11番 塩田 昌生君 | 12番 中島 英夫君 |
| 14番 信田 博見君 | 15番 武道 修司君 |
| 16番 西口 周治君 | |

欠席議員(1名)

- 13番 田原 宗憲君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 局長補佐 木部 英明
書記 宮房 優子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
総務課長 則行 一松君 財政課長 中野 誠一君
産業課長 田村 啓二君 下水道課長 古田 和由君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成25年第1回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、武道修司議員、16番、西口周治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

7月30日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

なお、議案については、委員会審議の付託を省略し、本日即決とすることが適当であると決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日、提案されています議案は、お手元に配付していますように、築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について外13件であります。

なお、報告事項は印刷してお手元に配付のとおりですが、専決処分の報告が1件ございます。これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づくもので、損害賠償に伴う専決処分です。

議会から委任をされた専決処分の取り扱いは、諸般の報告の中で処理することになっていきますので、御報告します。

日程第4. 発議第3号

議長(田村 兼光君) 議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会で提案しています、日程第4、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議案第60号工事委託に関する協定の締結についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第17までは、委員会付託を省略し本日即決することに決定しました。

日程第4、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局長、進でございます。

日程第4、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成25年8月6日、提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員西口周治。築上町議会議長田村兼光殿。

以上です。

議長(田村 兼光君) 次に説明、信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 提案理由でございます。

発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議長は、これまで、各常任委員会等へはオブザーバーで出席して発言もできるし、議会全体を統理していかねばならない中立・公平の立場であることを踏まえて、これまで常任委員会を辞退することができる行政実例により、議長

の常任委員会辞任を許可していましたが、平成24年9月5日法律第72号で、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、議長の常任委員会所属については各議会の判断によりできるようになっております。

このことから、常任委員会に議長は所属しない旨の規定を設けるものであります。

また、これにあわせて総務常任委員会の定数を6人から5人へ改めるものです。これが、この条例案を提出する理由であります。よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決を行います。発議第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 常任委員会委員の選任について

議長(田村 兼光君) 日程第5、築上町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がお手元に、事務局長から届いていますので報告いたします。事務局長から報告させます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局長の進でございます。事務局から報告いたします。

総務常任委員会の委員長に信田博見議員、副委員長に田原宗憲議員、厚生文教常任委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に武道修司議員、産業建設常任委員会の委員長に中島英夫議員、副委員長に塩田昌生議員の方々が互選されました。

以上とおり互選されたことについて報告がありました。

これで報告を終わります。

日程第6. 議会運営委員会委員の選任について

議長(田村 兼光君) 日程第6、築上町議会運営委員会委員の選任でございます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がお手元に届いていますので報告いたします。事務局から報告させます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局長の進でございます。事務局から報告いたします。

議会運営委員会の委員長に信田博見議員、副委員長に中島英夫議員、以上のとおり互選されたことについて報告がありました。これで報告を終わります。

日程第7. 発議第4号

議長(田村 兼光君) 日程第7、発議第4号築上町議会基地対策特別委員会委員の定数の変更についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局の進でございます。日程第7、発議第4号築上町議会基地対策特別委員会委員の定数の変更について、標記について別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成25年8月6日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員信田博見。築上町議会議長田村兼光殿。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 築上町議会基地対策特別委員会の定数の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

現在の築上町議会基地対策特別委員会委員定数は、平成23年8月臨時議会において8名となっているが、航空機騒音で迷惑を受ける住民は町内全域に及んでいます。

防衛省に対し、防音区域の拡大等を要望しているところであるが、議会一丸となってさらなる強化をする必要がある。

よって、築上町議会基地対策特別委員会委員定数を「8名」を「12名」とするものであります。よろしく

御審議の上、採択くださるようお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8. 基地対策特別委員会委員の選任について

議長(田村 兼光君) 日程第8、築上町議会基地対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。基地対策特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、基地対策特別委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第9. 議会報編集委員会委員の選任について

議長(田村 兼光君) 日程第9、築上町議会議会報編集委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会報編集委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議会報編集委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第10. 議会研修委員会委員の選任について

議長(田村 兼光君) 築上町議会研修委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会研修委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議会研修委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで報告します。特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いていますので御報告いたします。事務局長から報告させます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局の進でございます。報告いたします。

議会基地対策特別委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に武道修司議員、議会報編集委員会の委員長に有永義正議員、副委員長に西畑イツミ議員、議会研修委員会の委員長に工藤政由議員、副委員長に武道修司議員の方々が互選されました。

以上のとおり互選されたことについて報告がありました。

これで報告を終わります。

日程第11. 議席の指定について

議長(田村 兼光君) 日程第11、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第4条第3項の規定によって、お手元に配付しております議席表のとおりとします。

日程第12. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付をしましたように、本会議の会期日程等議会の運営に対する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査することに決定しました。

日程第13. 議会特別委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第13、築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付していますように閉会中の継続審査の

申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第14、議案第57号

議長(田村 兼光君) 日程第14、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第57号工事請負契約の締結について、農業施設整備事業築上町液肥貯留タンク設置工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成25年8月6日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第57号は、工事請負契約の締結についてでございます。本案は、築上町液肥貯留タンク設置工事でございます。

そして、本請負契約は、平成25年7月3日に提案型による、一応、プロポーザルを行いました。そしてヒアリング、それからプレゼンテーションを行いながら、10社が一応、対象でございましたが、3社が辞退、2社が失格というふうなことで、5社の最終的に応募がございまして、その中で、5社のヒアリング等々を行いながら審査会を開催いたしまして、提案内容と見積もり価格等の総合的に判断をいたしまして、2社を選択し、あと2社によって見積もり価格の再提出をさせたところでございます。

それからその中で、株式会社サンコービルドが消費税込みで6,195万円で落札、契約をしたものでございます。

工事内容につきましては、液肥貯留タンクということで、これはいわゆる丸型の屋根つきの2,090キロリッターという容量でございます。そして、基本的には、この一応、工事をするためには、大木町に同様のタンクが設置されておりますので、そこ等々を参考にしながら、一応、実績基準等々をつくったところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 今までの液肥の貯蔵の方法と今回、違っているみたいなんです、なぜこの屋根型のものに変えたのか説明をお願いします。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。現在ございます液肥センターのタンクは、コンクリートの貯蔵タンクでございます。で、1基が400トンで4基ございますので、1,600トンの最大貯留能

力がございます。

今回、このタンク設置工事に当たりまして、プロポーザル方式ということで町長のほうが説明ございましたが、タンクの型式については、さまざまな方式がございますので、それについて企画提案方式で提案をまとめたところでございます。

最終的には、今回、採用いたしましたタンクの型式は、ガラスライニング製鋼板パネル型、要するに、鋼板の鉄板にガラスライニングの焼きつけ塗装を行った商品による組み立て式のタンクを採用いたしました。

これは、日本の各地域のこういった私どものような、好気性発酵及びメタン発酵の消化液肥を現在、あるいはいろんな廃棄物等、水も含めてですが、採用されているタンクの方式でございます。

屋根を設置したということは、臭気は大きくはございませんが、雨も降りますので、屋根も設置をして、タンクの中に埋め込みを通した雨水が入らないという方式を採用して、内容といたしているところでございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうすると、今までのコンクリート式よりも容量が大きくて、そして最新型なものになっているということで理解してよろしいでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課長でございます。正直、今の御質問のとおりでございます。同じ容量のタンクをコンクリート式でいたしますと、現在、契約をいたしました値段では、多分、できなかったんじゃないかというふうに判断をしております。

このプロポーザル方式の中にも、コンクールと方式での提案もございました。で、価格も少し大きくございましたので、内容としては、軽量でいろんな形の耐震、台風に対しても業者のほうから、きちっとした国の基準に応じる内容を提案していただいております。

こちらのほうが、安くて丈夫なものが設置できるという判断をいたしまして、契約をしたところでございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(10番 西畑イツミ君) はい。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) タンクの増設、容量がふえるということなんですけど、これふやし、この増設、この設置して容量がふえるわけなんですけど、この目的を教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。現状を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、400トンタンクが4基で1,600トンの貯留能力でございます。

現在、夏場の需要期と冬場の農閑期の間で需要の差がございまして、主に麦作の元肥を散布した後、12月から3月、4月の前半まで含めて、大きな需要が減ってまいります。

この間は、麦の追肥を中心に液肥の利用を御利用いただいているわけですが、大変季節、あるいは気候の変動されまして、大変利用が進む年となかなか進まない年がございまして、12月、それから1、2、3、この4カ月間の液肥の生産能力が大体月に750トン前後でございますので、現在の1,600トン能力ではこれを超えてしまう状況がございまして、長年、その問題で液肥センターの運営に大変苦慮してまいりました。

そこで、農閑期の液肥利用が少ない時期にためておきまして、農繁期の需要期に備えて利用を拡大したいということで、このタンクを設置するものでございます。

現在、年間の生産量は9,000トンでございますが、これはほぼ毎日、同じ量が入ってくるということでございますので、投入される量とそれから使用する時期とのずれがございまして、この差を回収して、農家の利便性を図って、年間9,000トンの利用を需要期に間に合わせるようにしたいということで、今回、2,000トンの設置でございますので、最大貯留能力が3,600トンになりますので、これをもちまして、特に夏場の、もっと4月以降の需要期に対応するという考え方で、液肥貯留タンクの設置工事を行うものでございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) ということは、搬入量がふえるんじゃなくて、貯留タンク、貯留能力がふえるだけか。搬入量が今までどおりで、搬入量がもっとふやせるとかどうということなんですかね、そこんとこちょっと詳しく教えてもらえますか。

町長が以前、築城にも同じようなのをつるとかいう話もあったんで、つくって築城の分を持ってくるんとか何かそういったいろんな考えがあるのかなとも思ったんですけど。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この点について。

議員(9番 塩田 文男君) ちょっとまだしゃべりよるんです、僕。

だから、搬入量がふえる、今、聞いたのが、ただ貯留能力がふえたと聞いたんですけど、貯留能力ふえるっちゃうことは、今の1,600、旧椎田町の分が入りよる、じみに入りよるっちゃうことなんで、それをふやすということは、で液肥が出る。だから、築城の分を入れれるという計算になっているんですか、そこんとこを詳しく教えてもらえますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 塩田議員も豊前の環境施設組合の議員されておりますけれども、ここで常々、私も申しておりますが、一応、今、築城の分は全て豊前の処理場に送っております。

しかし、液肥が非常に足りない時期があるということで、1割だけはこっちにもらうぞという契約を向このほうと一応、約束をしておるところでございますし、その分が、液肥の需要期、多くなればストップをして、1割分はこっちですれば、非常に農家のほうがばかい合をしなくなっていいという状況もございますので、若干、それも加味をしておるということで、御理解をいただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 僕、3回目なんであれなんですけど、最後にあれ、足りない時期があるわけじゃないですか、詳しくないんで教えて。

今、旧椎田の分が入ってきて足りない時期がある。で、旧椎田の分を入れて、ストックができるんですか、その分で。

で、足りないで、築城の分を一部入れられれば、ストックができるっっちゃうか、話は何かなしにわかるんだけど、今の旧椎田の分で足りなくて、足りなくて、足りないのが現状という中で、でストックができるのかという。

だから、本当に町長がいつも築城に建てるのかという話は、よく聞いたんですよ。この貯留タンクを建てるというのは聞いたことがなかったんで、だから、そこんところが、将来は築城に持ってくる計画があるのかなんとかなら、まだわかりますけど、旧椎田の分で、年間通じて足りんぐらい出よると、もう好評というふうに言った。

それをタンクを1,600を2,000の分をつけて、ストックができるのかというのは知りたい。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 入り口じゃなくて出口の問題で、必要なときに出せるためにストックをするというだけ。その年から年中、そのさきの課長が言いましたように、それ、二百何十トン入ったものを毎日270トン出すということじゃなくて、やはりさっきから何回も説明していますように、必要なときに出せるような形でストックをしておくということです。

ほで、入り口じゃなくて出口の問題で、その必要ないときのやつ、麦とかそういう時期があります。麦、米、追肥、その時期に、農家が欲しいときに出せる形でストックをするということ。

必要ないときに、今、畑、田んぼに持っていても何にも効果はありませんので、効果があるような形でストックをするという形です。

以上です。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決を行います。議案第57号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第58号

議長(田村 兼光君) 日程第15、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第58号工事請負契約の締結について、公共下水道事業椎田処理区管渠築造工事(4 1工区)について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成25年8月6日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第58号は、工事請負契約の締結でございます。本案は、椎田処理区管渠築造工事(4 1工区)でございますが、平成25年の7月17日に、条件つき一般競争入札を行いました。6社の入札参加がございまして、結果は別紙お手元に御配付の結果表のとおりでございます。

梅林建設株式会社福岡支店が、消費税込みで9,450万円で落札をしたものでございます。なお、工事箇所、工事概要等々は、別紙資料につけておるとおりでございます。

ちょうど4 1工期ということで、延塚記念館の前から駅前、国道を越えた駅前のちょうど中間ぐらいのところまででございます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決を行います。議案第58号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第59号

議長(田村 兼光君) 日程第16、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第59号工事請負契約の締結について、公共下水道事業椎田処理区管渠築造工事(4 2工区)について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成25年8月6日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第59号も、工事請負契約の締結でございます。これも同じく、椎田処理区の管渠築造工事(4 2工区)でございますが、これも、さっきの議案と同様、一般競争入札に同日付でしまして、6社の参加がございまして、結果は前議案と同じ梅林建設株式会社福岡支店が、消費税込みで9,975万円で落札をいたしたところでございます。

なお、この第1工区と第2工区が同一の落札者でございますんで、議案が採択されれば、同じ工事、隣接工事ということで、諸経費等々もかからないというようなことで、変更設計をしながら変更契約をさせてもらう予定としておるところでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 両方ともということで、変更契約という形で今、言われていましたが、実際のところ、金額がこういうような場合の変更した場合、どれぐらいの金額が下がるのかが、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 下水道、古田課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道の古田です。近接工事ということで、工事設計の合算を行って出しております。約600万減ということになります。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(15番 武道 修司君) はい。

議長(田村 兼光君) ほかにございせんか。丸山議員。

議員(3番 丸山 年弘君) 1点お聞きしたいんですが、落札業者の点数は(「丸山さん、マイク」と呼ぶ者あり)

業者の選定は、大体何点ぐらいから選定するわけですかね、一般競争入札。

議長(田村 兼光君) このままでいくか。八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。今回の権利につきましては、土木工事一式に係る総合評定値が1,100点以上の者であるということ。ただし、その町内の旧椎田町内に係る総合評定値が1,100点未満であっても、15年度以降に下水道の土木工事一式を施工した実績を有する者は、入札参加を認めるということで、基本的には1,100点でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(3番 丸山 年弘君) わかりました。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決を行います。議案第59号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第60号

議長(田村 兼光君) 日程第17、議案第60号工事委託に関する協定書の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第60号工事委託に関する協定の締結について、椎田浄化センター建設工事委託に関する協定その2について、次のように協定を締結するものとする。平成25年8月6日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第60号は、工事請負契約の協定の締結でございますけれども、本案は、工事委託に関する協定でございます。

築上町公共下水道椎田浄化センター建設工事委託にかかわる協定のその2でございます。

以前にも協定をしておりますが、本年も協定を、これを日本下水道事業団と随意契約により協定するというので、これは消費税込みで9,440万円で協定をして、その範囲内で工事をやってもらうという協定でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決を行います。議案第60号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。(発言する者あり)

うん、いや、これはもうせんやったろう。これで、築上町議会第1回臨時会を閉会します。御苦労さんでございました。

午前10時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員